

農地所有適格法人報告書 提出書類一覧

佐川町農業委員会

No.	提出書類	概要	継続法人	新規法人
1	農地所有適格法人報告書	○報告すべき事業年度の報告書を提出してください。 (平成28年4月1日施行の改正農地法により、名称が農業生産法人から農地所有適格法人に変更となりました)	○	○
2	決算書又は損益計算書の写し	○報告すべき事業年度の財務状況を示すもの。	○	○
3※	定款の写し	○株式会社にあっては、株式譲渡制限の定めがあること。	△	○
4※	法人の全部事項証明書の写し	○履歴全部事項証明書に限る。	△	○
5※	【株式会社・合同会社・合名会社・合資会社の場合】 役員名簿の写し	○氏名、住所、生年月日、就任年月日、代表権の有無、農業への常時従事の有無などが分かるもの。	△	○
	【農事組合法人の場合】 理事名簿の写し	○氏名、住所、生年月日、就任年月日などが分かるもの。	△	○
6※	【株式会社・合同会社・合名会社・合資会社の場合】 株主名簿又は社員名簿の写し	○氏名又は名称、住所、所有株式数又は持分、取得年月日などが分かるもの。	△	○
	【農事組合法人の場合】 組合員名簿の写し	○氏名、住所、出資口数、出資金額、出資年月日などが分かるもの。	△	○
7※	【理事等の全てが、農地法施行規則第8条に規定する日数（原則60日）以上の農作業に従事しない場合】 法人の行う農業に関する権限及び責任を有している使用人であることを証する書面	○法人の代表者が発行する証明書（農場長任命書など） ○法人の組織に関する規則（農業部門の組織体制図、各役職の職務分掌、就業規則、職務権限規程等）の写し ○労働契約書又は雇用契約書の写し	△	△
8※	【農業法人に対する投資の円滑化に関する特別措置法に基づく承認会社が構成員である場合】	○農林水産大臣による承認書の写し	△	△

※毎年、事業年度の終了後3カ月以内に農業委員会事務局に提出してください。

※3～6については、継続法人の場合はその内容に変更があった場合のみ添付してください。

※7～8については、該当があった場合のみ添付してください。